

令和7年度

東根市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額

(お問合せ)
東根市健康福祉部こども家庭課
保育係
TEL 43-1251



R7.4

1. 教育標準時間認定の利用者負担額

(1) 1号認定(3～5歳児の幼児教育)

階層区分		利用者負担 月額	副食費
1	被保護者	0 円	徴収免除 0円
2	市民税非課税世帯 （所得割非課税含む） 又は養育里親	無 償	
3	市民税所得割額 77,101 円未満		
4	市民税所得割額 211,200円以下	化	実費負担
5	市民税所得割額 211,201円以上		ただし、第3 子以降の子ど もは徴収免除 （0円）

副食費の徴収額の設定は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになります。
各施設より、料金設定の案内がありますので、ご確認をお願いします。
※主食費(ごはん、パン、麺類など)
※副食費(おかず、おやつ、牛乳、お茶など)

2. 保育認定の利用者負担額

(2) 2号認定(3～5歳児の保育)

階層区分		利用者負担月額		副食費
		保育標準時間	保育短時間	
1	被保護者及び里親	0円	0円	徴収免除 0円
2	市民税非課税世帯	無		
3	市民税所得割額 48,600円未満			
4-1	ひとり親世帯等 市民税所得割額 77,101円未満 ひとり親世帯等以外 市民税所得割額 57,700円未満	償		徴収免除 0円
4-2	市民税所得割額 97,000円未満			
5	市民税所得割額 169,000円未満	化		
6	市民税所得割額 301,000円未満			
7	市民税所得割額 301,000円以上			

(3) 3号認定(0～2歳児の保育)

階層区分		利用者負担月額	
		保育標準時間	保育短時間
1	被保護者及び里親	0円	0円
2	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0円	ひとり親世帯等 0円
		ひとり親世帯等以外 無償化	ひとり親世帯等以外 無償化
3	市民税所得割額 48,600円未満	無償化	
4-1	ひとり親世帯等 市民税所得割額 77,101円未満 ひとり親世帯等以外 市民税所得割額 57,700円未満		
4-2	市民税所得割額 97,000円未満		
5	市民税所得割額 169,000円未満	17,800円 (8,900円)	17,500円 (8,750円)
6	市民税所得割額 301,000円未満	48,800円 (24,400円)	48,000円 (24,000円)
7	市民税所得割額 301,000円以上	52,400円 (26,200円)	51,600円 (25,800円)

※給食費(主食・副食)は保育料に含まれています

<給食費(主食費・副食費)の取扱いについて>

○給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、保護者負担となります。
○1号認定の子どもについては、主食・副食ともに実費負担となります。
○2号認定の子どもについては、主食・副食ともに実費を施設(市直営の公立保育所・認定こども園は除く)に直接お支払いいただきます。
★原則全員が給食費実費負担となりますが、その中でも低所得世帯対策として、世帯年収360万円未満相当世帯(表の太枠)及び第3子以降に係る副食費については、徴収が免除されます。

<共通事項>

- ①階層区分は、原則として父母の市民税額の合計で算定しますが、父母の所得額が一定以下の場合で、父母以外に家計の主宰者がいる場合は算定に加えます。
- ②ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯をいいます。詳しい要件等は、こども家庭課までお問合せください。
- ③市民税額を計算する際は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
- ④4～8月までの利用者負担額(階層区分)は前年度の市民税で算定し、9月～3月までの利用者負担額(階層区分)は当年度の市民税で算定します。
- ⑤保育標準時間は1日あたり最大11時間(7:00又は7:30～18:00の間)まで、保育短時間は1日あたり最大8時間(8:30～16:30の間)までの利用となります。

<3号認定の基本保育料について>

- ①第5階層～第7階層については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は、上記の()の金額とします。
- ②全ての階層区分において、生計を一にする最年長の子どもから順に、第3子以降は0円とします。